

まちづくり施設整備項目表(その他)

年月日作成	作成者氏名	TEL
-------	-------	-----

届出者氏名	
施設の名称	
施設の所在	
施設の概要	

記入方法

<p>◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。</p> <p>◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。</p> <p>◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。</p> <p>※「○」印:基準に適合する、該当する 等</p> <p>「×」印:基準に適合しない</p> <p>「/」印:当該事項が関係しない</p>	留意事項の確認及び総合判定		
	整備概要	●整	◎望
記入例: (最小幅員) 80cm	○	○	
(最大幅員) 120cm			

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

道路	1.歩道(全般)			留意事項の確認及び総合判定		
	<p>○ 基本として歩道は道路構造令に従って設ける。</p> <p>◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「シニアフリー新法」という。)第2条第21項に規定する重点整備地区においては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。)に定めるところによること。</p>					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩車道の分離	歩道と車道を明確に分離。	同左。			
	② 有効幅員	原則200cm以上	200cm以上			
	③ 歩道面の勾配等	イ)縦断勾配は、5パーセント以下とする。(沿道の状況によりやむを得ない場合は8パーセント以下) ロ)横断勾配は、1パーセントとし雨水を地下に円滑に浸透させることが出来る構造とする。平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。 ハ)縦断勾配を設ける箇所には横断勾配は設けない。	同左。			
	④ 排水溝の蓋	歩道に設ける排水溝の蓋は車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	同左。			
	⑤ 縦断勾配	5%以下。(沿道の状況等によりやむを得ない場合は8%以下。)	同左。			
	⑥ 歩道上の設置物の配慮	歩道上の標識柱・街灯柱等は可能な限り共架して整理統合し歩道の有効幅員を確保。	同左。			
	2.歩道と車道が接続する部分で歩行者が通行する部分			留意事項の確認及び総合判定		
	○ —					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 段差	2cmを標準。	同左。			
	② 切下げ部分の配慮	切下げ部分に排水ますが位置しないよう配慮。	同左。			
	3.歩道を横断する車両出入口			留意事項の確認及び総合判定		
	○ —					
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
	① 歩道の平坦性	歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮。	同左。			
	② 歩道等に対する高さ	5cmを標準。	同左。			

路 外 駐 車 場	1.車いす使用者用駐車施設			留意事項の確認及び総合判定	
	● 建築物以外の路外駐車場について、最低1カ所は整備基準を満たす車いす使用者用駐車施設を設けること。				
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
	① 駐車場の幅	350cm以上。			
② 案内表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示。				
③ アクセス等の確保	当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路(路外駐車場移動円滑化経路)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。				
2.路外駐車場移動円滑化経路			留意事項の確認及び総合判定		
● 当該施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が利用できる経路とすること。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 段差	経路上に段を設けないこと。ただし傾斜路を併設する場合は、この限りで				
② 出入口	出入口の幅は、80cm以上とすること。				
③ 経路幅	経路幅は120cm以上とする。また50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。				
④ 傾斜路を設ける場合の構造	幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上				
	勾配は1/12を超えない。ただし高さが16cm以下の場合は1/8を超えない。 高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。				
住 宅 開 発 団 地	1.団地内歩道			留意事項の確認及び総合判定	
	● 団地内歩道の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。				
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
	① 団地内歩道の構造等	「3.道路」の整備基準に準拠。			
2.団地内公園			留意事項の確認及び総合判定		
● 団地内公園の整備基準は、住宅開発団地において当該施設を設ける場合に適用される。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 団地内公園の構造等	「4.公園」の整備基準に準拠。				

留意事項:○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準